

北 技 保 第 5 号
平成31年4月8日

一般社団法人北海道バス協会会長 殿

北 海 道 運 輸 局 長

平成31年度における事故防止対策の徹底について

日頃から自動車交通行政に対し、御理解と御協力をいただきお礼申し上げます。

北海道運輸局では、かねて事故削減の取り組みを進めてきましたが、軽井沢スキーバス事故を受け、新たな安全対策が策定されたこと、自動車の先進安全技術の普及が進みつつあることなど自動車事故をめぐる状況変化等があったことから、平成29年に「北海道運輸局安全プラン2020」を策定し、事業用自動車の事故削減目標の達成に向け取り組んでいます。

しかしながら昨年中の北海道内においては、2月にタンクローリーが石狩郡当別町の国道において信号待ちの軽乗用車に追突し、2名の死者を生じさせた事故や、旅客を運送中のバス及びタクシーが歩行者を死傷させる事故を起こすなど、いずれも前方不注視と思われる事故が発生しています。

このような状況を踏まえ、これから本格的な行楽シーズンを迎えるにあたり、輸送の安全確保に万全を期するためにも、法令遵守はもとより、下記事項について重点的に取り組まれますよう、貴会傘下会員に対し周知徹底方よろしく申し上げます。

なお、北海道運輸局のホームページに同通達を掲載したことを申し添えます。

(参考)

北海道運輸局ホームページ>自動車>自動車の保安>9. 保安関連通達等

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/hoan/index.html>

記

1. 運転者に対する点呼は、対面によりアルコール検知器を用い確実に実施し、酒気

を帯びた状態及び健康状態（疾病、疲労、睡眠不足等）、また危険ドラッグや覚せい剤等不法な薬物の使用等により安全な運行ができないおそれがある場合には絶対に乗務させないこと。

特に、対面点呼が実施できない運行については、運転者にアルコール検知器を必ず携行させ、確実に点呼を実施すること。

2. 過労運転の防止を図るため、運行計画・経路の設定等にあたっては、運転者の勤務状況及び疲労の程度を適切に把握し、特に長距離、夜間、早朝運行に関しては、乗務距離、乗務時間、休憩時間及び交替運転者の配置等を勘案し無理のない乗務割りを作成すること。
3. 乗務員の健康管理については、健康診断結果及び「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」を活用するほか、乗務員に対して自己管理の重要性を認識させるとともに、運行中における健康状態の異変等により運行の継続が困難であると判断される場合の対応等について、乗務員への指導を徹底すること。
4. 交差点における右左折時の安全確認、踏切での一時停止と安全確認、道路状況及び道路環境に適応した安全速度の遵守、適正な車間距離の保持など、基本的な交通ルールの指導教育を徹底するとともに、運行記録計の記録等により運転者の運転状態を適切に把握し事故防止を図ること。
5. 新たに雇い入れた運転者であって、過去3年以内に同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されていた者についても、過去の経歴・運転経験を把握した上で、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。また、新たに雇い入れた運転者以外の運転者についても、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、必要に応じ、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。
6. シートベルトについて、乗務員の着用はもとより、乗客用シートベルトを座席に埋没させないなど常時容易に着用できる状態とし、車内放送、座席ポケットへのリーフレットの備付け、座席へのステッカーの貼付等により、乗客に対してシートベルトの着用を促すこと。また、乗務員に対して車内巡回を実施し、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認するよう指導すること。
7. 車内事故を防止するために、乗客に対して車内掲示、案内放送等も活用し、特に急制動時における注意及び走行中は座席を移動しないこと等の周知を図るとともに、発車時及び停車時における車内外の乗客の動向に注意を払うよう乗務員に対する指

導を徹底すること。

8. 車両火災を防止するため、電気装置、燃料装置、制動装置等について、車両の走行距離、使用年数及び走行する道路環境等を十分考慮した点検を行うこと。また、車両の構造や特性について、運転者に対し指導を適切に実施すること。
9. 運行にあたっては、ホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故や車体腐食による操舵不能事故、スペアタイヤ落下による事故等を防止するための点検整備を行うとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。